

令和8年6月24日

連 絡 書

〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9番3号アールビル本館7階

黄法律事務所

株式会社SPサービス代理人

弁護士 黄 大 洪 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884

FAX 011-221-5887

当法人からの令和8年3月24日付け再申入書（以下「再申入書」といいます。）に対し、貴職から、同年4月30日付け書面（以下「貴職書面」といいます。）をいただいた件に関し、次のとおりご連絡いたします。

1 貴職書面のご主張について

(1) 再申入書における主張の論拠

貴職書面は、「当社の…主張を度外視し、裁判例や文献等の十分な法的論拠を示さない貴法人の法的見解に与することはできません」とご主張されています。

しかし、当法人は、再申入書において、貴社との従前のやり取りに基づき、貴社のご主張も踏まえて「エイトの債務不履行が発生する前に生徒がエイトの家庭教師とは関係なくすでに教材を使用していた、エイトの債務不履行が発生した後に生徒が他社の家庭教師のもとで教材を使用しているなどの事情により、消費者（購入者）に当該教材代金に関する損害が発生しない場合もあり得る」ことを前提に、「そうした事情がない場合は、…エイトの債務不履行発生時に在籍していた学年用の教材代金についても、消費者（購入者）は、役務提供を受けることができなくなった期間に相当する分の損害賠償請求権を有することになります」と指摘しているにすぎません。

(2) 役務の未提供期間に相当する役務の対価

貴職書面は、「顧客らは…債務不履行によって、役務の未提供期間に相当

する役務の対価の支払義務を免れました。この免れた対価に相当する部分は…損害とその額の算定において控除されるか、又は損益相殺によって損害額から控除されるべきです」とご主張されています。

エイトによる役務が未提供であれば顧客にその分の役務の対価の支払義務がないことはそのとおりと思料いたしますが、顧客はそのことにより利益を得ているものではありません。したがって、関連商品として顧客が購入した教材のうち役務提供を受けることができなくなった期間に相当する分の教材代金に関する損害額から、当該利益が控除されるといったことにはならないと考えます。

(3) 支払停止を申し出た消費者への対応

貴職書面は、「全件を調査せよと要請されておりますが、全件の調査の要請は、当社に過大な費用と労力を負担させる内容の要請であると考えます」とご主張されています。

この点、貴社との従前のやり取りによれば、貴社は、顧客に対し、「一部履行不能に伴うクレジット代金支払義務の範囲に関する法的解釈を踏まえ、早期解決のために、クレジット代金から一定割合を控除した残金を和解案として提示した」とのことであり、また、令和7年9月19日付け「クレジット契約ご利用のお客様へ エイト事業停止に伴う和解案ご提案のお知らせ」と題する書面（「お子様の在籍学年分の教材代金相当のお支払をご負担いただく内容となります。例：中学1年～3年分の教材を購入し、事業停止時点で中学2年だった場合、中学1・2年分相当のお支払をお願いします」などと記載されているもの）を貴社のご主張によれば誤送付されていることから、当法人は、再申入書において、貴社からの請求、和解の申出等により支払う必要のない金員を支払っている顧客がいないかどうかを調査し、これに該当する消費者に対しては当該金員を不当利得として返還することを求めたところです。

顧客に対する請求や和解提案の内容に不適切な点があったとすれば、顧客に支払停止の抗弁によって支払う必要のない金員を支払わせているおそれがあり、貴社は、割賦販売法等の法令を遵守して業務を行うべき個別信用購入あっせん業者として、そのような事案の有無を調査し、適正に対処すべき責任があるものと思料いたします。

2 申入れ協議の終了について

- (1) 前述のとおり、当法人は、貴社に対し、再申入書の趣旨に沿った対応を行っていただきたいと考えておりますが、貴職書面によりますと、貴社にはそのご意思がないものと理解させていただきます。
- (2) そのため、本件に関する申入れ協議は、これをもって終了とさせていただきますが、消費者からの情報提供等に基づき、必要に応じて、貴社に対し改めて申入れ等をさせていただく場合もありますのでご留意ください。

なお、これまで貴社にお送りした申入書及び再申入書、並びに貴社からの回答書面は当法人のウェブサイト上で公表しており、本書面及びこれに対して貴社からの連絡書面等の送付がありました場合はそれにつきましても同様に今後公表させていただく予定であることを申し添えいたします。

以上